年　　月　　日

（あて先）　仙台市長

所 在 地

組 合 名

理事長名

権利変換計画認可申請書

　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第57条第1項後段の規定により、権利変換計画の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

１　配置設計図

２　権利変換計画書（価額の算定に関する資料を含む。）

３　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第32条各号に掲げる書類

1. 法第67条の規定による審査委員の過半数の同意を得たことを証する書類

　同意書　審査委員の資格等を証する書類　他

1. 権利変換計画の決定についての総会の議決を経たことを証する書類

総会の開催通知及び議事録　他

1. 関係権利者名簿
2. 法57条第2項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

同意書　登記簿謄本　他

1. 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第69条の規定により、同条第１項に規定する特定建物である施行再建マンションの建替えを行うことができるときは、同項に規定する建替え承認決議を得たことを証する書類
2. 法第61条第2項の必要な定めをするときは、関係権利者の意見の概要を記載した書類

４　法第57条第3項に規定する未同意の理由及び措置を記載した書類

５　法第57条第4項に規定する非確知の理由を記載した書類

６　その他市長が必要と認める書類

備考

1. 上記４は施行マンションとなるべきマンション又はその敷地（隣接施行敷地を含む。）について権利を有する者のうち、区分所有権、敷地利用権、敷地の所有権及び借地権並びに借家権以外の権利（以下「区分所有権等以外の権利」という。）を有する者から同意を得られないときに添付すること。
2. 上記５は区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないときに添付すること。